



土田会計事務所より耳よりミニ情報！

平成 26 年 1 月

あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、今回は、改正間近に迫りました消費税について、当事務所がお客様に対し、どのように取り組みをしているのか、振り返りを交え、ご紹介させていただきます。

1. 土田会計事務所ミニ情報（平成 24 年 7 月）で「消費税の税率の経過措置」のお知らせをしました。

平成 24 年の 6 月に法案が衆議院を通過し、成立する見通しとなった時点で、ミニ情報（平成 24 年 7 月号）を作成し、顧問先様に周知しました。弊所ホームページにも掲載をしたところ、一般のお客様からも、お問い合わせを頂きました（某大手自動車メーカーなど）。

2. 税込経理処理から税抜経理処理へ変更

月次試算表や決算書の金額を税抜き経理処理（全顧問先様対象）に致しました。

各勘定科目の金額が税込表示のままですと、税率が変更になるたびに、正確な前年比較ができなくなります。そこで、お客様すべての経理処理を税抜き方式に変更し、実質的な前年度比較が把握できるようにしました。なお、毎月の試算表では、仮受消費税及び仮払消費税の差額を勘定科目「未払消費税等」に計上し、毎月の消費税の概算も確認できるようになっています。

3. 簡易課税方式・一般課税方式の比較計算

当事務所では、顧問先様の決算月管理のもと、毎月決算月に該当するお客様の消費税の比較計算を行っています。

消費税は、課税方式が、「一般課税制度」か「簡易課税制度」を選択することができます（基準期間の課税売上高 5 千万以下）。そこで、次年度の消費税を予測把握に努め、直近の決算金額、月次完成月までの金額、翌年の設備投資の予定額など総合的な判断をして、消費税の比較計算を行い、必要な税務届出をしています。

4. 「個別対応方式」と「一括比例配分方式」の対応

平成 23 年度税制改正により、課税売上高が 5 億円超の会社については、課税売上割合にかかわらず、課税仕入れ等の税額について「個別対応方式」か「一括比例配分方式」を選択して仕入税額控除の計算を行う必要があります。該当する事業者は、消費税の納税額が一般的に増加します。そこで、弊所の最新の経理システムを使い、仕訳ごとに区分を設け、税額の比較計算を行ったもと、税務申告ができます。

5. 平成 26 年 4 月 1 日以降の対応（消費税率が 5% から 8% になることにつきまして）

4 月 1 日以降、税率を変更して消費税計算をしなければなりません。お客様には、時期の周知や同業他社の動向などをお知らせします。また、お使いのソフトについて、バージョンアップが必要な場合は金額などを調べて情報をお知らせいたしております。月々の試算表は、改正税率で試算表を作成していきます。

詳しい内容につきましては、土田会計事務所までお尋ねください。

土田会計事務所

担当：大坪孝幸

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567